

令和7年4月17日

# 令和7年度 学校いじめ防止基本方針

稲城市立稲城第六小学校

「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号:以下「法」という)」に基づき、いじめ問題対策のための組織を設置し、以下の方針に沿っていじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」に組織として取り組む。

{いじめの定義}…(法 第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

{いじめ問題対策のための稲城第六小学校の組織}

- ・【学校経営会議】(月1回開催)が「いじめ問題対策のための組織」を兼ねる。
- ・構成メンバー: 校長・副校長・教務主任・生活指導主任・各学年及び専科主任・(養護教諭・スクールカウンセラー・学級担任)

## I 「未然防止」の取組 ～いじめを生まない、許さない環境づくり～

### 1 教員の指導力向上と組織的対応

- (1) 学級担任は、学級経営の責任者であり、いち早く学級内の児童の変化に気付くことができる立場にあることを自覚し、児童との間に信頼され、安心して相談してもらえるような良好な人間関係を構築する。そのために、一人一人の児童と積極的にコミュニケーションを図るとともに、必要に応じて個人面談を実施する。
- (2) 「チーム学年」として、学級担任以外の教員も、特に同学年の児童を担当と同様に見守り、担当職務等での児童との関わり(授業・特別活動・給食指導等)の中で、積極的にコミュニケーションを図り、児童が相談できるような良好な人間関係を構築する。また、相談を受けたり、児童の様子の変化に気付いたりしたことがあれば、直ちに担任への報告・相談を行う。状況によっては、管理職も交えて行う。
- (3) 生活指導夕会等の機会を活用し、全教職員でいじめの未然防止の取組を確実に行うための「いじめに関する研修会」を年3回程度実施する。

### 2 いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしない、させないための取組

- (1) 全ての学級において、児童自身がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことであると自覚するようにさせるために「いじめに関する授業」を年間に3回程度実施する。(特別の教科道徳や学級活動の時間を活用)
- (2) 児童会(代表委員会)が主体となって「いじめを見て見ぬふりをしない」等を意識した実践をするための取組を適切に指導、支援する。

## Ⅱ 「早期発見」のために ～いじめを直ちに発見できる環境づくり～

### 1 いじめの「見える化」① ～日常生活からいじめの萌芽を素早く察知する～

- (1) いじめの早期発見につながるように、「ふれあい調査」(各学期)を実施する。調査結果から、いじめに関わる事案を把握した際には、直ちに状況に応じた対応策を立てて組織的に対応を図る。
- (2) 1学期には、5年生を対象とした、スクールカウンセラーとの個人面談を実施する。
- (3) 学級担任(担任団)は、子供が安心して相談できる素地づくりを随時行うとともに、必要に応じて児童との個人面談を実施する。その際は、児童の思いに寄り添いながら聞き役に徹し、本人や友人、学級全体のこと等を把握するように努める。いじめに関わる事案等を把握した場合は、一人だけで対応せず、学年主任、管理職及び学校経営会議(臨時に召集する)に報告する。
- (4) 全ての教職員は、いじめの未然防止、早期発見のためにも、校内巡回等の機会において、児童の変化をいち早く把握できるように努める。

### 2 いじめの「見える化」② ～被害の児童、周囲の児童からいじめに関する情報の収集～

- (1) 「ふれあい月間」(年間3回)の取組の中で、いじめ等の実態を把握するための調査を実施する。収集した情報に基づいて、児童に対して事実確認をする場合には、必要に応じてスクールカウンセラーと協力するなど、過度に心理的負担を与えることがないように配慮する。
- (2) 都教委が作成した「いじめ防止カード」(「東京都教育委員会いじめ総合対策」《令和3年 第2次一部改訂:p.103》)を活用し、日頃から児童がいじめの早期発見につながるような行動を主体的にとれるように、全校朝会や学級活動などの様々な機会を通して働きかける。

### 3 学校経営会議(学校いじめ対策委員会)によるいじめの確実な発見

- (1) 調査等から明らかになった「いじめの疑い有」等の情報について、全教職員が情報を共有できるように学校経営会議や生活指導夕会等の機会に報告するとともに、記録ファイルを作成する。特に、事案が中学校に継続するような場合は、進学前の小・中学校間の連絡会等で情報を共有する。
- (2) 全教員は「いじめ発見のチェックシート」を活用した児童の状況観察を行う。(各学期)管理職及び生活指導主任等が状況観察結果を集約・分析する。学校経営会議において結果を共有し、必要な対策を協議し、実行する。

### 4 保護者・地域との連携

- (1) 保護者会や、学校だより等を通して、学校のいじめ防止基本方針や具体的な取組について説明するとともに、啓発並びに協力依頼を行う。
- (2) 相談の内容によっては、担任を含めた教員よりもスクールカウンセラーの方が相談しやすい場合があることを考慮し、年度当初の保護者会の機会等で、紹介する。
- (3) 児童館や学童クラブ、放課後子ども教室に対して、活動中にいじめが疑われる場合は、情報を提供してもらえるように連携していく。

### Ⅲ 「早期対応」を図る ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

#### 1 学校経営会議(学校いじめ対策委員会)を核とした対応

- (1) 実態調査等を通して把握したいじめ事案及びいじめの疑いがある事案に対しては、随時学校経営会議を招集して、得られた情報に基づいて、適切ないじめ解決の方針を策定し、全教職員で共有して解決にあたる。
- (2) いじめ事案及びいじめの疑いがある事案の解決にあたっては、被害の児童への支援、加害の児童への指導、周囲の児童のケア等について、全教職員の役割分担を明確にする。

#### 2 被害・加害・周囲それぞれの児童への取組

- (1) 被害の児童の安全、安心の確保のために、担任だけでなく、学年を含めた複数の教員等により、児童の状況をきめ細かく把握し、全教職員が生活指導夕会等で情報共有するとともに、必要な対応を行う。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減する必要がある場合には、スクールカウンセラーを活用し、被害の児童やその保護者のケアを行う。
- (2) 正確な情報及び事実確認等に基づいて加害の児童を特定したうえで、当該児童にいじめ行為をやめさせ、再発を防止するために学校経営会議(学校いじめ対策委員会)が中心となって、組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。
- (3) 勇気をもって教員にいじめを伝えた児童に対しては、教員同士の情報共有による見守りや登下校時の付き添い、積極的な声かけにより児童の安全・安心を確保する。その保護者とも緊密に連携する。
- (4) 都教委が作成した「いじめ防止カード」(前出)を活用し、いじめを目の当たりにしたときは、加害の児童にやめるように働きかけたり、被害の児童をいたわり励ましたりするなどの望ましい行動がとれるように、様々な機会、場面を捉えて指導・啓発する。

#### 3 所管教育委員会・関係機関との連携

- (1) いじめ事案を確認した際は、学校いじめ対策委員会を開催し、重大な事案であると認められた場合は直ちに所管教育委員会(稲城市教育委員会)へ報告し、情報を共有するとともに、対応策について協議、指導・助言に基づいて迅速に対応する。
- (2) 暴行や金銭強要やインターネット上のいじめ(児童ポルノ関連)の事案など犯罪行為などが疑われる場合には、警察への通報・相談や児童相談所、子ども家庭支援センターと情報を共有するとともに対応策を協議し、迅速に対応する。

これに向けて、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。本校においては、校長、副校長及び生活指導主任を連絡窓口とする。

#### 4 保護者・地域との連携 ～いじめの情報や学校の方針を早期に発信して共有する～

- (1) いじめ事案が確認された時には、速やかにいじめ対策保護者会の開催を検討する。開催の際は必要な情報を提供するとともに、家庭におけるいじめに対する子供への指導等について協議するなど、学校と家庭が連携・協力して解決にあたる関係を構築する。
- (2) いじめ事案の早期解決のために、状況に応じて PTA 役員等にも情報を提供するなど必要に応じて協力を依頼し、連携して解決にあたることもある。
- (3) 登下校時の見守りなど、民生児童委員や青少年委員など地域人材への依頼を行い、被

害の児童だけでなく、周囲の児童も多くの大人に見守られていることを実感できるようにする。

## IV 重大事態への対処

～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り通す～

### 1 被害の児童の保護・ケア

(1) 特に重大事案による被害の児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守るマンツーマンでの保護をする。当該児童の情報の共有を毎日、朝と夕に行う。児童が帰宅した後も学級担任等が保護者に連絡を取り、子供の様子を確認するなどして状況を常に把握する。

※ 保護する複数の教員…管理職、当該学年の教員・養護教諭・ほかの教員や SC 等で、状況に応じた保護体制を整える。

※ 朝、夕の情報共有…管理職・教務主任・生活指導主任・当該学年教員・養護教諭  
生活指導夕会時には全教職員で情報を共有する。

(2) いじめ事案(重大事態)について、スクールカウンセラー(SC)との情報共有を徹底するとともに緊密な連携による SC の授業観察などの対応を積極的に実施する。また、必要に応じて、SC は被害の児童及びその保護者の心のケアを行う。

(3) いじめが原因で不登校になっている被害の児童の状況によっては、当該の保護者と協議のうえ、別室への登校や適応指導教室への通室などの緊急避難措置を実施する。

### 2 加害の児童への働きかけ

(1) 被害の児童が、加害の児童と同室することが困難な状況下にあっては、加害の児童について別室で学習させるなどの措置をとることもある。

(2) いじめ事案(重大事態)が、暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われている場合には、速やかに警察等に通報・相談を行う。また、警察等への通報の考え方について、保護者からの理解を得られるように年度当初に保護者会等の機会に説明し、保護者との間で共通理解を構築する。

(3) 校長による『懲戒』… 加害の児童への指導を継続しているにもかかわらず、改善が見られず、被害の児童やその周囲の児童の学習が妨げられている場合には、校長による訓告(教育委員会立ち会いの下、加害の児童及び当該の保護者に対する厳重注意)を実施する。

(4) 加害の児童並びに当該の保護者のおかれている環境や背景、いじめ事案(重大事態)に至った経緯や状況により、必要に応じて SC による当該児童及びその保護者へのケアを行う。

### 3 所管教育委員会・関係機関との連携

(1) いじめ事案(重大事態)の発生等が確認された場合、速やかに稲城市教育委員会に報告する。また、その後の対応については教育委員会と協議しながら一体となって解決にあたる。

(2) いじめ事案(重大事態)発生等の原因及び遠因(児童虐待等)によっては、児童相談所等

の福祉機関に速やかに通報し連携して対応、解決にあたる。また、児童に精神疾患等が認められる場合、スクールカウンセラーの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。

(3) いじめ事案(重大事態)への対応において、個人情報 の取扱いとともに懲戒、出席停止などの措置をとる場合、東京都教育委員会の「いじめ等の問題解決支援チーム」を活用して法的な観点から問題がないかを確認しながら適切な対応を実施する。

#### 4 保護者・地域との連携

(1) いじめ事案(重大事態)について、稲城市教育委員会との連携協力の下、「いじめ対策緊急保護者会」を開催し、個人情報に十分に配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明する。

※ (2)および(3)は「Ⅲ 早期対応」の4(2)・(3)と同じ

## V いじめ事案の解消を確認する ～指導・対策のその後～

### {いじめ解消}の定義

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること      少なくとも3か月はその状態が継続すること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと      本人及び保護者に対する面談で確認する。

【いじめ防止等のための基本的な方針(平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定〔最終改定 平成 29 年3月 14 日〕)】

対応策実施後の状況をみとるとともに、実施する各種調査や、個人面談等の状況からいじめ事案の解消の状況を随時確認する。作成してあった記録ファイルにその経過をまとめる。

### 参考)

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

いじめ防止等のための基本的な方針

(平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定〔最終改定平成29年3月 14 日〕)

「東京都いじめ防止対策推進条例」(平成26年東京都条例第103号)

「東京都いじめ防止対策推進基本方針」(平成26年)

「東京都教育委員会いじめ総合対策」(令和3年 第2次一部改訂)

:以上 東京都教育委員会

生徒指導提要(改訂版)令和 4 年 12 月

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」

(4 教指企第 1769 号 令和 5 年 2 月 24 日):東京都教育庁指導部指導企画課

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和 6 年 8 月改訂)

令和 7 年 3 月 6 日新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて(通知)

:文部科学省